



熊本県公報

第13473号
令和7年(2025年)
10月3日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○種畜証明書書換通報	(畜産課) 1
○生活保護法における介護機関の指定	(社会福祉課) 2
○生活保護法における指定介護機関の廃止	(〃) 3
○生活保護法における指定介護機関の休止	(〃) 3
○生活保護法における指定介護機関の変更	(〃) 4
○身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定	(障がい者支援課) 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定	(〃) 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更	(〃) 7
○指定介護サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 7
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 7
○保安林の指定に関する予定	(〃) 7
○熊本県土木積算システム構築及び運用保守業務委託に係る一般競争入札参加資格等	(土木技術管理課) 8
公 告	
○公共測量の実施	(監理課) 8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 9
○熊本県大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借に係る一般競争入札落札者等の決定	(環境保全課) 9
○道路の位置の指定	(建築課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 9
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(森林整備課) 10
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効	(〃) 10
○熊本県土木積算システム構築及び運用保守業務委託に係る一般競争入札の実施	(土木技術管理課) 10
登 載 依 頼	
○令和7年7月20日執行参議院熊本県選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会) 14
○定時登録における直接請求の連署基準数	(〃) 19
○定時登録における直接請求の連署基準数	(〃) 19

告 示

熊本県告示第697号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年(2025年)10月3日

熊本県知事 木 村 敬

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11664399158	種畜の名前の変更	重波泉七	菊波
11349054167	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇市黒川240番地株式会社 中島牧場	熊本県合志市栄3801 熊本県農業研究センター

熊本県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

（地域密着型通所介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社 愛和 代表取締役 和田 悦子 八代市古閑浜町1-30	デイサービスかみふうせん 上益城郡益城町小池2638-1	令和6年（2024年）4月1日

（居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社メル物産 鹿児島県出水市上鯖淵621-4	ポピー薬局 水俣市浜町1-2-30 浜町ビル1F	平成27年（2015年）3月1日

（介護予防居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社メル物産 鹿児島県出水市上鯖淵621-4	ポピー薬局 水俣市浜町1-2-30 浜町ビル1F	平成27年（2015年）3月1日

（認知症対応型通所介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社さかがわ 代表取締役 坂川 淳 上天草市龍ヶ岳町高戸2508番地	グループホーム 優海 天草市御所浦町御所浦3916-6	平成18年（2006年）12月6日

（認知症対応型共同生活介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社さかがわ 代表取締役 坂川 淳 上天草市龍ヶ岳町高戸2508番地	グループホーム 優海 天草市御所浦町御所浦3916-6	平成18年（2006年）12月6日

（介護予防認知症対応型通所介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社さかがわ 代表取締役 坂川 淳 上天草市龍ヶ岳町高戸2508番地	グループホーム 優海 天草市御所浦町御所浦3916-6	平成18年（2006年）12月6日

（介護予防認知症対応型共同生活介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社さかがわ 代表取締役 坂川 淳 上天草市龍ヶ岳町高戸2508	グループホーム 優海 天草市御所浦町御所浦3916-6	平成18年（2006年）12月6日

番地		
----	--	--

熊本県告示第699号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

（通所リハビリテーション）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
本里秀俊 玉名市大倉1574番地の4	本里内科医院 玉名市大倉1574番地の4	令和7年（2025年）7月31日

（介護予防通所リハビリテーション）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
本里秀俊 玉名市大倉1574番地の4	本里内科医院 玉名市大倉1574番地の4	令和7年（2025年）7月31日

（居宅介護支援）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社メディカル本里 玉名市大倉1574番地の4	ケアプランももだ 玉名市大倉1574番地の4	令和7年（2025年）9月30日

熊本県告示第700号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

（訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
一般社団法人 鹿本医師会 会長 幸村克典 山鹿市山鹿332番地1	鹿本医師会福祉看護センター 山鹿市山鹿332番地1	令和7年（2025年）3月31日

（介護予防訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
一般社団法人 鹿本医師会 会長 幸村克典 山鹿市山鹿332番地1	鹿本医師会福祉看護センター 山鹿市山鹿332番地1	令和7年（2025年）3月31日

（居宅介護支援）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
一般社団法人 鹿本医師会 会長 幸村克典 山鹿市山鹿332番地1	鹿本医師会福祉看護センター 山鹿市山鹿332番地1	令和7年（2025年）3月31日

熊 本 県 告 示 第 7 0 1 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）10月3日

熊 本 県 知 事 木 村 敬

（訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人千寿会 理事長 白石 靖 下益城郡美里町二和田字下原1233番地	ナーシングPlus悠優 上益城郡御船町陣199番地1	事業所所在地		令和6年（2024年）4月1日
		上益城郡嘉島町上仲間151番地1	上益城郡御船町陣199番地1	
合同会社山本介護支援事務所 代表社員 山本 浩二 玉名郡玉東町稲佐516番地3	訪問看護えんのした 玉名郡玉東町西安寺390番地1	事業所所在地		令和7年（2025年）3月20日
		玉名郡玉東町稲作516番地3	玉名郡玉東町西安寺390番地1	

（介護予防訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人千寿会 理事長 白石 靖 下益城郡美里町二和田字下原1233番地	ナーシングPlus悠優 上益城郡御船町陣199番地1	事業所所在地		令和6年（2024年）4月1日
		上益城郡嘉島町上仲間151番地1	上益城郡御船町陣199番地1	
合同会社山本介護支援事務所 代表社員 山本 浩二 玉名郡玉東町稲佐516番地3	訪問看護えんのした 玉名郡玉東町西安寺390番地1	事業所所在地		令和7年（2025年）3月20日
		玉名郡玉東町稲作516番地3	玉名郡玉東町西安寺390番地1	

（通所介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社 愛和 代表取締役 和田悦子 八代市古閑浜町1－30	ごらくデイサービスセンター 八代市古閑町浜町1－30	開設者・開設者住所		令和7年（2025年）4月1日
		株式会社ごらく 高本 征子 上益城郡益城町赤井278	株式会社愛和 和田 悦子 八代市古閑町浜町1－30	
株式会社 愛和 代表取締役 和田悦子 八代市古閑浜町1－30	デイサービスかみふうせん 上益城郡益城町小池2638－1	事業所名称・所在地		令和7年（2025年）6月1日
		ごらくデイサービスセンター 上益城郡益城町赤井2	デイサービスかみふうせん 上益城郡益城町小池2	

		7 8	6 3 8 ー 1	
--	--	-----	-----------	--

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
上益城農業協同組合 上益城郡甲佐町白旗 5 4 3 番地 1	JA上益城訪問介護事業所たんぼぼ 上益城郡山都町野尻 1 0 2 6 ー 4	事業所所在地		令和7年（ 2 0 2 5 年 ） 6 月 1 日
		上益城郡山都町浜町 1 8 4	上益城郡山都町野尻 1 0 2 6 ー 4	
社会福祉法人美里町 社会福祉協議会 会 長 上田 泰弘 下益城郡美里町三和 4 2 0	美里町社協センター 美里 下益城郡美里町三和 4 2 0 番地	事業所名称・所在地		令和6年（ 2 0 2 4 年 ） 1 0 月 1 日
		美里町社協 センター砥 用 下益城郡美 里町永富 1 5 1 0 番地	美里町社協 センター美 里 下益城郡美 里町三和 4 2 0 番地	
株式会社黎明 玉名市岱明町高道 1 0 6 7 番地	訪問介護ステーション岱明の里 玉名市岱明町浜田 1 2 9 番地	事業所所在地		平成26年 （2 0 1 4 年） 6 月 1 日
		玉名市岱明 町高道 1 0 6 8 番地	玉名市岱明 町浜田 1 2 9 番地	
有限会社オリーブ企画 代表取締役 淵上 成昭 上益城郡益城町惣領 1 2 1 8	ケアサービスオリーブ 上益城郡益城町惣領 1 2 1 8	事業所所在地		令和7年（ 2 0 2 5 年 ） 5 月 1 日
		上益城郡益 城町安永 7 8 3 ー 1 5 野原コーポ 2 階	上益城郡益 城町惣領 1 2 1 8	

(介護老人保健施設)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人 弘仁会 天草市五和町御領 9 0 9 3 番地	介護老人保健施設 臥龍園 天草郡苓北町富岡 3 2 7 3 番地 2	開設者		令和7年（ 2 0 2 5 年 ） 4 月 1 日
		医療法人 弘仁会	医療法人 一陽会	

(認知症対応型通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人広徳会 理事長 谷口 明弘 水俣市深川 1 0 2 0 番地 3	デイサービスあかり 水俣市袋字鳥越 2 5 0 1 番地 2 5 9	事業所所在地		令和5年（ 2 0 2 3 年 ） 1 1 月 1 日
		水俣市袋字 鳥越 2 5 0 1 番地 2 4 3 社会福祉法 人広徳会 理事長 橋 本 哲次	水俣市袋字 鳥越 2 5 0 1 番地 2 5 9 社会福祉法 人広徳会 理事長 谷 口 明弘	

(介護予防認知症対応型通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人広徳会 理事長 谷口 明弘 水俣市深川 1 0 2 0 番地 3	デイサービスあかり 水俣市袋字鳥越 2 5 0 1 番地 2 5 9	事業所所在地		令和5年（ 2 0 2 3 年 ） 1 1 月 1 日
		水俣市袋字 鳥越 2 5 0 1 番地 2 4 3	水俣市袋字 鳥越 2 5 0 1 番地 2 5 9	

		社会福祉法人広徳会 理事長 橋本 哲次	社会福祉法人広徳会 理事長 谷口 明弘	
--	--	------------------------	------------------------	--

熊本県告示第702号
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
外科	木下 浩一	荒尾市立有明医療センター 荒尾市荒尾2600番地	令和7年（2025年）8月29日
整形外科	吉村 優里奈	くまもと県北病院 玉名市玉名550番地	令和7年（2025年）8月29日
循環器内科	岡 秀樹	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町1-2-1	令和7年（2025年）8月29日
呼吸器内科	穴井 盛靖	くまもと県北病院 玉名市玉名550番地	令和7年（2025年）8月29日
消化器外科	坂本 悠樹	くまもと県北病院 玉名市玉名550番地	令和7年（2025年）8月29日
小児科	大村 怜佳	くまもと県北病院 玉名市玉名550番地	令和7年（2025年）8月29日
小児科	西 智美	くまもと県北病院 玉名市玉名550番地	令和7年（2025年）8月29日
腎臓内科	内村 幸平	独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院 八代市通町10番10号	令和7年（2025年）8月29日

熊本県告示第703号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の 名称及び所在地	担当する 医療の種類	指定年月日
福永調剤薬局三丁目店 宇土市本町三丁目18	調剤	令和7年（2025年） 9月1日
つばめ薬局高瀬 玉名市高瀬232-3	調剤	令和7年（2025年） 9月1日
内牧かみまち薬局 阿蘇市内牧106番地1	調剤	令和7年（2025年） 9月1日
くらしの薬局中店 上天草市大矢野町中8292-7	調剤	令和7年（2025年） 9月1日
コストコホールセール熊本御船倉庫店 薬局 上益城郡御船町大字小坂字宮田689-1	調剤	令和7年（2025年） 9月1日
やまもと薬局 菊陽店 菊池郡菊陽町津久礼165-7	調剤	令和7年（2025年） 9月1日

熊本県告示第704号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
薬局の所在地 変更	共生薬局 荒尾店 荒尾市万田475-1	共生薬局 荒尾店 荒尾市万田361-1	令和7年（2025年）5月12日
医療機関の名 称変更	坂梨ハートクリニック 阿蘇市小里249-2	阿蘇ハートクリニック 阿蘇市小里249-2	令和7年（2025年）9月1日

熊本県告示第705号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社博悦	ケアサポートか おう	山鹿市鹿央町霜 野1401番地	令和7年 （2025 年）10月 1日	訪問介護

熊本県告示第706号
次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町教良木字釜501番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字釜501番2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第707号
次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町二間戸字大野563番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大野563番（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第708号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
熊本県土木積算システム構築及び運用保守業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）10月17日（金）午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。
(6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

公 告

熊本県公告第581号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県県央広域本部宇城地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営戸馳1期 地区地区界測量）	令和7年（2025年） 10月1日から 令和8年（2026年） 3月4日まで	宇城市三角町戸馳地内

熊本県公告第582号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)10月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字錦野1265番1の一部
4,897.48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市西区島崎五丁目3番7号
前田興産有限会社

熊本県公告第583号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)10月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字下陳字目戸町209番1
495.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町大字安永821番地3ヴィラドゥースⅡ101号室
小原 啓

熊本県公告第584号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)10月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る特定役務の名称
熊本県大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県環境生活部環境局環境保全課大気・化学物質班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年(2025年)8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
環境計測株式会社福岡サービスセンター
福岡県福岡市東区青葉2丁目10-7 ミレニアム青葉102号
- 5 落札金額
54,780,000円(うち消費税及び地方消費税の額4,980,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年(2025年)7月4日

熊本県公告第585号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和7年(2025年)10月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市東区上南部二丁目1番100号
- 2 築造者の氏名 株式会社ハピネス
- 3 道路の位置 宇土市築籠町字袋ノ内35番1
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.02メートルまで
- 5 道路の延長 44.03メートル
- 6 指定年月日 令和7年(2025年)7月24日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第44号

熊本県公告第586号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字北長嶺2000番2888
2, 265.12平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区田迎一丁目7番14号
株式会社松栄パナホーム熊本

熊本県公告第587号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県阿蘇 第945号	小国町森林組合 代表理事 組合長 北里 栄敏 阿蘇郡小国町大字宮原18 02-1	種穂の採取、種穂 の精選、幼苗の育 成、幼苗以外の苗 木の育成	生産事業者の氏名及び住所 に同じ
熊本県阿蘇 第946号	瀬井 弘幸 阿蘇郡高森町大字尾下15 9-1	種穂の採取、種穂 の精選、幼苗の育 成、幼苗以外の苗 木の育成	瀬井種苗 阿蘇郡高森町大字尾下15 9-1
熊本県鹿本 第509号	虎口 弘嗣 山鹿市鹿北町芋生1622	種穂の採取、種穂 の精選、幼苗の育 成、幼苗以外の苗 木の育成	虎口樹苗園 山鹿市鹿北町芋生1622
熊本県阿蘇 第947号	有限会社東熊建設 代表取 締役 後藤 賀徳 阿蘇郡南小国町大字赤馬場 1723	種穂の採取、種穂 の精選、幼苗の育 成、幼苗以外の苗 木の育成	生産事業者の氏名及び住所 に同じ
熊本県宇城 第205号	藤下 健 宇城市松橋町両仲間164 番地13	種穂の採取、種穂 の精選、幼苗の育 成、幼苗以外の苗 木の育成	生産事業者の氏名及び住所 に同じ
熊本県熊本 第209号	富永 昭史 熊本市北区弓削六丁目28 -60	幼苗の育成、幼苗 以外の苗木の育成	富永樹苗園 熊本市北区弓削六丁目28 -60

熊本県公告第588号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により次のとおり登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県上益城 第1250号	大窪 将人 上益城郡山都町御所149 1-1	種穂の採取、種穂 の精選、幼苗の育 成、幼苗以外の苗 木の育成	大窪産業有限会社 上益城郡山都町御所143 1-1

熊本県公告第589号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）10月3日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の種類
熊本県土木積算システム構築及び運用保守業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県土木技術管理課技術管理班（熊本県庁行政棟本館11階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2556
ファックス番号 096-381-0570
- (3) 業務の内容
熊本県土木積算システム構築及び運用保守業務委託基本仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 委託期間
契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本県が指定する場所
- (6) 入札方法
総合評価一般競争入札による。
- (7) 入札方式
この入札は、紙入札案件である。
- (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）10月17日（金）午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 基本仕様書及び各要件書の内容を満たしていること。
 - (5) 過去5年以内に履行が完了した、本業務と類似する同種業務実績（開発中のものは除く。）を3件以上有すること。
 - (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
イ 同種業務実績調書(別紙様式11)
ウ 同種業務の実績を証する契約書の写し(必須)
- (2) 提出方法
(1)ア及びイに掲げる書類を書面で、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年(2025年)10月24日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)10月24日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)11月13日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 日時 令和7年(2025年)11月13日(木)午前10時
イ 場所 1(2)の入札・契約担当部局
ウ 入札書及び技術提案書の提出方法
入札書(代理人が入札するときは、入札書及び委任状)及び技術提案書をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)11月12日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)の入札期間内とする。
1(2)の入札・契約担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 落札者の決定方法

(1) 落札者決定基準

落札者の決定に当たっては、入札説明書で定めるところにより、入札金額に係る評価点（以下「価格点」という。）と技術提案書による提案内容に係る評価点（以下「技術点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）により評価する。

(2) 落札者の決定方法

ア 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札金額による有効な入札書を提出した者に対しては、総合評価のための技術提案書について評価を行う。

イ (1)で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が最も高い者を落札者とする。ただし、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、総合評価点が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

ウ イに該当する者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする。なお、技術点の最も高い者も2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の内容全般（業務内容、仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県土木技術管理課技術管理班

電話番号096-333-2556

ファックス番号096-381-0570

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号096-333-2581

ファックス番号096-381-9010

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

9 Summary

(1) Name and Content of Consignment

New comprehensive financial accounting system construction and operation maintenance work in Kumamoto Prefecture

(2) Date and Place for tender

Date: November 13th, 2025, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasurer Bureau Accounting Division

(2th Floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Government Treasurer Bureau Accounting Division
System development team

Kumamoto Prefectural Government

(2th floor of Prefectural Government Main Building)

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone:096-333-2556
(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第37号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により、令和7年7月20日執行参議院熊本県選出議員選挙の各候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。
令和7年（2025年）10月3日
熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院熊本県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

42,277,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鎌田 聡	所属党派	立憲民主党	期 間	5月13日から 8月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	出口 慎太郎					
収入				円	支出	円
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		人 件 費		
立憲民主党	政党	5,000,000		家 屋 費		1,789,000
かまたさとの後援会	政治団体	3,300,000			選挙事務所費	802,734
松野 信夫	弁護士	1,000,000			集合会場費	769,344
永松 豊	税理士	100,000		通 信 費		33,390
阿部 広美	弁護士	100,000		交 通 費		42,098
山口 秀樹	医師	50,000		印 刷 費		108,150
幸山 英史	神職	30,000		広 告 費		3,320,670
				文 具 費		6,062,051
その他の寄附	4件	70,000		食 糧 費		21,431
その他の収入		0		休 泊 費		776,443
今 回 計		9,650,000	今 回 計	雑 費		112,530
前 回 計		0	前 回 計			113,702
総 計		9,650,000	総 計			0
						13,148,809
支出のうち公費負担相当額		選挙運動用通常葉書の作成				357,850円
		ビラの作成				913,500円
		ポスターの作成				1,479,520円
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成				360,000円
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成				232,456円
		個人演説会の立札及び看板の類の作成				210,000円
		政見放送のための録画等				3,343,000円
		計				6,896,326円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院熊本県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

42,277,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鎌田 聡	所属党派	立憲民主党	期 間	8月4日から 8月4日まで	第2回分
出納責任者氏名	出口 慎太郎					
収入				円	支出	円
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		人 件 費		
				家 屋 費		0
					選挙事務所費	16,892
					集合会場費	16,892
				通 信 費		0
				交 通 費		0
				印 刷 費		0
				広 告 費		0
				文 具 費		0
その他の寄附	0件	0		食 糧 費		0
その他の収入		0		休 泊 費		0
今 回 計		0	今 回 計	雑 費		0
前 回 計		9,650,000	前 回 計			16,892
総 計		9,650,000	総 計			13,148,809
						13,165,701

報告書受理年月日	令和7年8月7日	第2回報告分
----------	----------	--------

- 42,277,800円

候補者氏名	鎌田 聡	所属党派	立憲民主党	期 間	8月25日から 8月25日まで	第3回分
出納責任者氏名	出口 慎太郎					
収入				円	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 家	費 屋	0
					費 費	4,442
					選挙事務所費	4,442
					集会費	0
				通 信	費 費	0
				交 通	費 費	0
				印 刷	費 費	0
				広 告	費 費	0
				文 具	費 費	0
				食 糧	費 費	0
				休 泊	費 費	0
				雑	費 費	0
その他の寄附	0件	0				0
その他の収入		0				0
今 回 計		0		今 回 計		4,442
前 回 計		9,650,000		前 回 計		13,165,701
総 計		9,650,000		総 計		13,170,143

報告書受理年月日	令和7年8月26日	第3回報告分
----------	-----------	--------

- 42,277,800円

候補者氏名		立花 勝樹	所属党派	NHK党	期 間	7月2日から	第1回分
出納責任者氏名		立花 勝樹				7月2日まで	
収入				円	支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)		人 家	費 屋	
NHK党		政治団体	299,202			選挙事務所費	0
						集会会場費	0
					通 交	信 通	0
					印 告	費 費	0
					広 文	費 費	291,502
					食 食	費 費	7,700
					休 休	費 費	0
					雑 雑	費 費	0
その他の寄附		0件	0				0
その他の収入			0				0
今回計			299,202		今回計		299,202
前回計			0		前回計		0
今前総			299,202		今前総		299,202

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	政見放送のための録画等	円
	計	円

報告書受理年月日	令和7年8月5日	第1回報告分
----------	----------	--------

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院熊本県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

42,277,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	馬場 成志	所属党派	自由民主党	期 間	5月22日から 7月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	小林 至					
収入				円	支出	円
主たる寄附 （氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	人 家	件 屋	費
自由民主党熊本県参議院 選挙区第二支部		政党	15,000,000			選挙事務所費
						集会会場費
						1,388,000
						2,856,752
						2,807,048
						49,704
						105,000
						60,000
						2,895,210
						5,050,010
						415,874
						225,110
						329,200
						646,010
その他の寄附 その他の収入	0件		0			
今 回 計			15,000,000	今 回 計		13,971,166
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			15,000,000	総 計		13,971,166
支出のうち公費負担相当額				選挙運動用通常葉書の作成		357,850円
				ビラの作成		928,000円
				ポスターの作成		1,008,000円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		184,137円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		232,456円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		215,350円
				政見放送のための録画等		2,625,000円
				計		5,550,793円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院熊本県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

42,277,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	馬場 成志	所属党派	自由民主党	期 間	8月5日から 8月19日まで	第2回分
出納責任者氏名	小林 至					
収入				円	支出	円
主たる寄附 （氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	人 家	件 屋	費
						選挙事務所費
						集会会場費
						0
						0
						0
						0
						0
						1,792,180
						0
						116,112
						0
						162,660
その他の寄附 その他の収入	0件		0			
今 回 計			0	今 回 計		3,128,449
前 回 計			15,000,000	前 回 計		13,971,166
総 計			15,000,000	総 計		17,099,615

報告書受理年月日	令和7年8月22日	第2回報告分
----------	-----------	--------

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院熊本県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

42,277,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山口 誠太郎	所属党派	参政党	期 間	6月1日から 8月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	寺田 博信					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	人 家 件 費	費		
参政党熊本県支部連合会	政党	1,634,398	屋 選挙事務所費	19,968		
			集合会場費	10,968		
			通信費	9,000		
			交通印刷費	11,528		
			広告費	0		
			食糧費	1,309,715		
			雑費	5,244,605		
その他の寄附	0件	0	文食雑	0		
その他の収入		0	泊	0		
今 回 計		1,634,398	今 回 計	6,585,816		
前 回 計		0	前 回 計	0		
総 計		1,634,398	総 計	6,585,816		
支出のうち公費負担相当額				選挙運動用通常葉書の作成	29,304円	
				ビラの作成	511,995円	
				ポスターの作成	768,416円	
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成	168,300円	
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	90,000円	
				個人演説会の立札及び看板の類の作成	44,403円	
				政見放送のための録画等	3,339,000円	
				計	4,951,418円	

報告書受理年月日

令和7年8月4日

第1回報告分

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院熊本県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

42,277,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山口 誠太郎	所属党派	参政党	期 間	8月7日から 8月7日まで	第2回分
出納責任者氏名	寺田 博信					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	人 家 件 費	費		
参政党熊本県支部連合会	政党	54,743	屋 選挙事務所費	0		
			集合会場費	0		
			通信費	2,495		
			交通印刷費	0		
			広告費	52,248		
			食糧費	0		
			雑費	0		
その他の寄附	0件	0	文食雑	0		
その他の収入		0	泊	0		
今 回 計		54,743	今 回 計	54,743		
前 回 計		1,634,398	前 回 計	6,585,816		
総 計		1,689,141	総 計	6,640,559		

報告書受理年月日

令和7年8月13日

第2回報告分

熊本県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年（2025年）10月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

その総数の50分の1 28,357
その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 277,231

熊本県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年（2025年）10月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

その総数の3分の1の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	61,174
八代市・八代郡選挙区	35,854
人吉市選挙区	8,286
荒尾市選挙区	13,718
水俣市選挙区	6,160
玉名市選挙区	17,216
天草市・天草郡選挙区	22,233
山鹿市選挙区	13,521
菊池市選挙区	12,725
宇土市選挙区	9,927
上天草市選挙区	6,801
宇城市・下益城郡選挙区	18,107
阿蘇市選挙区	6,732
合志市選挙区	16,871
玉名郡選挙区	10,481
菊池郡選挙区	21,041
阿蘇郡選挙区	9,623
上益城郡選挙区	23,073
葦北郡選挙区	5,494
球磨郡選挙区	13,546
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	136,687